



身近な税金相談 (第一回)

所得税の仕組みを知ろう

著名な税理士の方々に、Q & A方式にて分かりやすく税金について解説していただくコーナーです。

全六回の掲載を予定しています (編集部)。

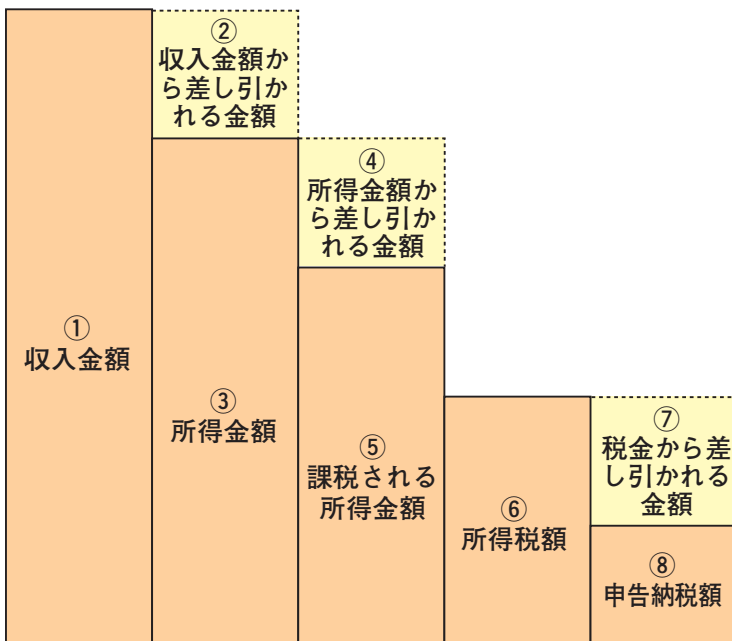
Q 所得税が算定されるまでの仕組みはどのようになっているのでしょうか。教えてください。

A 所得税とは、個人が一月一日から二月三十一日までの一年間に得た所得に対してかかる税金です。所得とは、収入から経費を差し引いた残額をいい、サラリーマンの方であれば給料、個人で事業を営んでいる方であれば利益が該当します。ただし、遺族の方が受ける年金や雇用保険の失業給付などの所得は、所得税が課税されない所得です。

所得税額が算定される流れを図に示すと図表1のようになります。

①は「収入金額」です。事業所得の場合は、売上などの総額です。給与所得の場合は、給料・賞与等の総額をいいます。

図表1



佐々木 良
税理士

【ささきりょう】1973年千葉県生まれ。2001年12月税理士試験合格後、会計事務所勤務し実務経験を積み、2004年8月に税理士登録。2007年8月に独立開業。法人、個人の会計指導や税務業務を行っている。

②は「収入金額から差し引かれる金額」です。事業所得の場合は、必要経費に該当し、給与所得の場合は、給与所得控除額に該当します。必要経費に該当するものには、領収書等の保管が条件になります。一方、給与所得控除額については、収入金額に応じて給与所得控除額が定められています。

③は①から②を差し引いた残額です。これを「所得金額」といいます。④は「所得金額から差し引かれる金額」です。これを「所得控除」といいます。「所得控除」には基礎控除や配偶者控除、医療費控除など、全部で一四種類の所得控除があります。

一四種類の所得控除は次ページの図表3のとおりです。

図表2

⑤の金額	⑤に対する税額計算式
0円	0円
1,000円～1,949,000円	⑤×5%
1,950,000円～3,299,000円	⑤×10%－97,500円
3,300,000円～6,949,000円	⑤×20%－427,500円
6,950,000円～8,999,000円	⑤×23%－636,000円
9,000,000円～17,999,000円	⑤×33%－1,536,000円
18,000,000円～	⑤×40%－2,796,000円

⑤は③から④を差し引いた残額です。これを「課税される所得金額」といいます。

⑥は⑤に所得税率を乗じて算定された金額、これを「所得税額」といいます。所得税率については、所得金額によって図表2のように区分されています。

⑦は「税金から差し引かれる金額」です。住宅借入金等特別控除や配当控除など主なものは、六種類あります。住宅借入金等特別控除とは、住宅ローン等で家屋を新築、購入又は増改築した場合に、一定の要件を満たす場合に受けることができる控除のことです。

⑧は⑥から⑦を差し引いた残額が「申告納税額」になります。以上のような流れで所得税額が算定されます。

なお、⑦の「税金から差し引かれる金額」について、該当しない方は⑥の「所得税額」で計算は終了となります。⑦に該当する方は⑧の「申告納税額」まで計算することになります。

次に、所得税の納税については、個人で事業を営んでいる方であれば確定申告をして税額を算定し、納税することになります。一方、サラリーマンの方なら会社が行う年末調整で納税が完了します。ただし、年末調整では行うことができない雑損控除、医療費控除、寄付金控除がある場合には、確定申告を行い、所得税額を再計算して納税することとなります。

なお、本稿は原則として、平成一九年一月一五日現在の法令、通達に基づいて作成しております。



図表3

種類	概要	控除額
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に受けられる控除のことです。サラリーマンの方がこの控除を受ける場合には確定申告が必要です。	①損害金額－総所得金額等×0.1 ②災害関連支出－50,000円、のいずれか多い方の金額が控除額になります。
医療費控除	一定額以上の医療費の支払がある場合に受けられる控除のことです。サラリーマンの方がこの控除を受ける場合には確定申告が必要です。	①医療費－保険金などで補てんされる金額 ②医療費－所得金額等×0.05と100,000円の少ないほうの金額を選択 ①、②の金額がそれぞれ算定できたら最後に①－②の金額が控除額になります。
社会保険料控除	国民保険料や国民健康保険税、国民年金保険料などの社会保険料を支払っている場合に受けられる控除のことです。	1/1から12/31の1年間に支払った金額が控除額になります。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある場合に受けられる控除のことです。	1/1から12/31の1年間に支払った金額が控除額になります。
生命保険料控除	生命保険料や個人年金保険料の支払がある場合に受けられる控除のことです。	支払金額により控除額を計算します。一般生命保険料の控除額の上限は50,000円、個人年金保険料の控除額の上限は50,000円。合計で最高100,000円の控除額になります。
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合に受けられる控除のことです。	支払金額により控除額を計算します。①地震保険料の控除額の上限は50,000円 ②旧長期損害保険料の控除額の上限は15,000円 ①と②が両方ある場合は合計して50,000円が控除額の上限になります。
寄付金控除	国、地方公共団体などに支出した寄付金や特定の政治献金がある場合に受けられる控除のことです。サラリーマンの方がこの控除を受ける場合には確定申告が必要です。	①寄付金の合計額と②総所得金額等×0.4をそれぞれ計算して、①と②の少ないほうの金額から5,000円を差し引いた金額が控除額になります。
寡婦・寡夫控除	本人が寡婦・寡夫である場合に受けられる控除のことです。	寡婦の場合は270,000円か350,000円の控除額になります。寡夫の場合は270,000円の控除額になります。
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合に受けられる控除のことです。	270,000円の控除額になります。
障害者控除	本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に受けられる控除のことです。	障害者は1人に対して270,000円の控除額になります。特別障害者は1人に対して400,000円の控除額になります。
配偶者控除	控除対象配偶者控除がある場合に受けられる控除のことです。	控除対象配偶者の条件により、380,000円～830,000円の控除額になります。(注1)
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である場合に受けられる控除のことです。	配偶者の所得に応じて変わり、最高380,000円の控除額になります。
扶養控除	扶養親族がいる場合に受けられる控除のことです。	扶養親族の条件により380,000円～980,000円の控除額になります。(注2)
基礎控除	全ての納税者が受けられる控除のことです。	380,000円の控除額になります。

(注1) 控除対象配偶者の年齢によって①70歳未満は380,000円、②70歳以上は480,000円、③70歳未満の同居特別障害者は730,000円、④70歳以上の同居特別障害者は830,000円の控除額になります。

(注2) ①一般の扶養親族は380,000円、②一般の扶養親族で同居特別障害者は730,000円、③特定扶養親族は630,000円、④特定扶養親族で同居特別障害者は980,000円、⑤老人扶養親族で同居老親等は580,000円、⑥老人扶養親族で同居老親等で同居特別障害者は930,000円、⑦老人扶養親族で同居老親等以外は480,000円、⑧老人扶養親族で同居老親等以外で同居特別障害者は830,000円となります。